



2020年4月17日

各位

会社名：株式会社寺岡製作所  
 代表者名：代表取締役社長 辻 賢一  
 （コード：4987 東証第2部）  
 問合せ先：取締役管理本部長 石崎 修久  
 (03-3491-1141)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年4月17日開催の取締役会において、定款の一部変更を2020年6月23日開催予定の第110期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 取締役会を開催して決議を行うことを原則といたしますが、より機動的な意思決定のため、緊急時や議案の内容に応じて書面または電磁的記録により取締役会の決議があったものとみなすことができるよう、定款第24条を変更するものです。
- (2) 上記変更に伴い、項数の繰り下げを行うものです。

2. 定款変更の内容

変更内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第4章 取締役および取締役会 第19条～第23条（条文省略） 第24条（取締役会の決議の方法および議事録） 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。  （新設）  2.（条文省略）  第25条～第43条（条文省略）	第4章 取締役および取締役会 第19条～第23条（現行どおり） 第24条（取締役会の決議の方法および議事録） 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。  <u>2. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることができる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないとき、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u>  3.（現行どおり）  第25条～第43条（現行どおり）

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2020年6月23日（火）  
 定款変更の効力発生予定日 2020年6月23日（火）

以上